

Title	国際法における懲罰的損害賠償の意味
Sub Title	Some aspects of punitive damages in international law
Author	大森, 正仁(Omori, Masahito)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.6 (1994. 6) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940628-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940628-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 国際法における懲罰的損害賠償の意味

大 森 正 仁

## 問題の所在

I 国際的な事例における取扱

II 懲罰的損害賠償をめぐる学説の動向

III 国際法の法典化作業における取扱

結びにかえて

## 問題の所在

国際法上の懲罰的損害賠償に関して、判例には、これを肯定するものと否定的なものがあり、学説もまた、この概念を認めるものと否定的なものに別れていた。各国の国内法・判例においては、特定分野についてこの法制度を採用しているものもある。また、国際責任の法典化作業のなかで、この制度が検討されたことがある。

現在においても、懲罰的損害賠償を支持しているものとして引用される事例を詳細に分析したうえで、かつては認められていたとしても、今では国際法上は、もはや支持されないとする意見がある<sup>(1)</sup>と同時に、他方、国家及び裁判所の実行には、実際に生じた損害とは無関係の金銭的救済の形態をとり、処罰と区別できない損害賠償があるとして、

懲罰的損害賠償を肯定する意見もある。<sup>(2)</sup>

旧稿において責任の性質を考える上で、懲罰的損害賠償について国家の国際犯罪の脈絡で若干言及したが<sup>(3)</sup>、ここでは、それ以後の展開を踏まえてもう一度この概念が国際法において有しうる意味を整理しようとするものである。

国際責任に関する国際法の法典化、研究の動向は流動的であるが、本稿はまた、その中で国際違法行為あるいは禁止されない行為により生ずる責任の履行の一部として賠償がどのような形態でなされるのかの考察の一部でもある。

賠償には金銭賠償とサティスファクション (satisfaction)<sup>(4)</sup>が含まれるが、懲罰的損害賠償がどちらに分類されるのかを見て行くことにより損害賠償の位置づけについても若干触れたいと思う。

(1) Eide Riedel, *Damages*, 10 ENCYCLOPEDIA OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW 68, at 71 (1987).

(2) I OPPENHEIM'S INTERNATIONAL LAW 533 (Robert Jennings & Arthur Watts, eds., 9th ed., 1992).

(3) 大森正仁「国家の国際犯罪と国際責任」『法学研究』五九巻三号二八一—三三二頁（一九八六年）。

(4) 「満足」あるいは「外形的行為による救済」と訳されることがあるが、ここではとりあえずサティスファクションを用いることにする。

## I 国際的な事例における取扱

国際的な事例においては、懲罰的損害賠償に否定的なものと肯定的なもの両者が存在している。懲罰的損害賠償の考え方に反対する主要な事例としては、次のものがある。

ポルトガル対ドイツのナウリラ事件においては、ポルトガルが主権侵害および国際法に対する罪について二〇〇万マルクの懲罰的損害賠償を請求したのに対して、裁判所は、自己の任務は刑罰を課すことにはなく、平和条約の経済条項を扱っており、制裁については別個の条項があるとした。<sup>(5)</sup>

米国・ドイツの混合請求委員会のルジタニア号事件判決では、主権国家間での刑罰 (penalties) を課す権利・権限の問題は法的と言うより政治的な問題であり、本委員会の管轄権の問題ではない、とした。<sup>(6)</sup>

一九一二年にイタリア・トルコ戦争の最中にフランスのカルタージュ号がイタリアに拿捕された事件において、損害を受けた当事者に対する損害賠償の他にフランスが請求した、フランス国旗に対する犯罪に対して一フラン、及び、国際法を遵守しなかったことから生ずる精神的・政治的侵害の賠償として一〇万フランについてはこれを認めなかった。<sup>(7)</sup>

懲罰的損害賠償についての最近の事例として、ルテリエー・モフィット事件<sup>(8)</sup>がある。これは、元チリ外相のルテリエー氏と同乗のモフィット夫妻が一九七六年九月二日にワシントンDCにおいて車に仕掛けられた爆弾により死亡、負傷した事件である。遺族等がチリを相手として米国内で起こした訴訟で一九八〇年に約五〇〇万ドルの支払いを認める判決がなされたが、支払はなされなかった。チリの国営航空会社の財産に対して執行を求める試みは米国の裁判所により否定された。

一九八八年、米国政府は本件についてチリ政府に国際請求を提起した。続いて、米国は一九一四年の米国・チリの間起こりうる紛争解決のための条約を援用した。チリ政府は本件についての責任を否定したが、恩恵による支払をなすと主張した。一九九〇年六月一日、両国政府は協定を締結し、もし賠償責任がある場合には支払うであろうものと同等の恩恵による支払をチリがなすことに合意した。支払額は一九一四年条約により設立される委員会により決定されることとされた。

委員会に付託された争点は、チリの支払うべき金額についてのみであり、一九九二年一月一日の決定では、チリは米国に二、六一一、八九二米ドルを支払わなくてはならないとされた。

委員会は決定の理由について、ホルジョウ工場事件のPCIJ判決を賠償の意義について引用している。また、ル

テリエー及びモフィットの家族の国籍については考慮しないとす。そして、請求者である家族の被った物質的・精神的損害、財政的援助の喪失、請求された費用について適当であるか否かを委員会は検討している。<sup>(9)</sup>

なお、精神的損害については、チリの国内においてチリ政府及び議会がとった人権の救済のための措置と被害者の家族に対する財政的賠償の努力に考慮をはらったとしている。この点は、国内の人権保護という一般的措置と責任の軽減とがどのような関係にあるのかについての興味ある事例と考えられる。

委員会の決定には以下のオレゴ・ビキューニャ教授の個別賛成意見 (separate concurring opinion) が付されている。<sup>(10)</sup>

生命・身体の被った損害の賠償に関する問題はデリケートなものである。国際法では、財産の損失については国際経済取引に関する法が取り扱い、生命・身体については人権法と密接に関係している。

委員会の決定により、伝統的な国際請求・外交的保護の履行についての重要な改革がなされた。それは被害者の家族についての国籍(チリ国籍、重国籍)が人道的考慮により問題とされなかったことである。また、米国による外交的保護は特別の性格を有しており、家族のためになされたもので米国には裁量がない。家族によるチリ政府に対する請求はすべて終了したものとされる。ただし、他の者に対する請求について判断するものではない。

恩恵による金銭賠償については、支払をなす国の明示・黙示の責任 (responsibility or liability) の承認を意味するものではない。

個人の死亡又は傷害により生じた損害の賠償について適用される国際法原則は、著作、決定、外交実行により明確化されてきた。国際法はその原則のひとつとして懲罰的損害賠償の概念を認めていない。本件ではこの種の賠償は求められていないが、問題は過大な又は不均衡な額の賠償が同様の効果、つまり国の懲罰又は抑圧という効果を持つことになることである。今回の委員会の決定は過大でも不均衡でもない。

国際法においては、「直接」及び「間接」損害の区別よりも「近接」「非「遠隔」の要件が用いられている。

精神的損害賠償については、チリ政府が執った措置(家族への謝罪、非司法的調査の命令、議会への賠償の立法措置要求、本件について刑事責任を有するとされた者のチリ裁判所による訴追)が賠償額の決定に影響している。サティスファクションにつ

いては、委員会は賠償額の決定のみを求められていること、請求の性質が米国自体に対する損害の賠償ではなく、被害者の家族に対するものであることから、影響を受けている。

一九八九年の選挙によりチリに新政権が発足した。米国政府は事件について責任を有する元公務員が裁判に付されるよう要求した。これは米国政府と市民に対する賠償の問題とは別のものとされた。一九九一年七月三十一日に殺人についての新たな調査が開始され、二名が訴追期限の切れるまえに拘留された。また、一九九〇年及び一九九一年にフロリダにて逮捕された共謀者二名に判決がなされた。<sup>(11)</sup>

なお、一九二二年に三名の米国人が中国において攻撃され、死亡、負傷した事件の際に、中国駐在の米国公使が懲罰的損害賠償を求めるべきであったのに対して、米国務省は本件は懲罰的損害賠償を請求する事件とは考えられないと判断した事例がある。<sup>(12)</sup> この事件では、懲罰的損害賠償の適用は否定されているが、その概念自体は肯定しているとも解されうる。<sup>(13)</sup>

以上のような懲罰的損害賠償に否定的な事例に対して、これを肯定すると解されるうる事例としては以下のものが挙げられる。

アイム・アローン号事件<sup>(14)</sup>の概要は次のようなものである。カナダにおいて建造・登録されたアイム・アローン号は、カナダ法のもとで設立された会社により所有されていた。同号は一九二九年三月二日に米国沖合二〇〇海里以上の公海において米国沿岸警備隊により沈められた。船長及び乗組員は海に投げ出され、甲板長が溺死したが、他の者は米沿岸警備隊の船舶に救助された。

アイム・アローン号は建造された後、酒類の密輸入に従事し、積荷は米国に不法に持ち込まれ、売却されていた。

一九二八年二月より一九二九年三月に沈められるまで、英領ホンデュラスのベリーズよりメキシコ湾まで酒類を運搬していた。そこで積荷は小型船舶に移し替えられ、米国に密輸・販売されていた。

一九二九年九月に米国・カナダは一九二四年条約の第四条に基づき二人の委員を指名した。外交経路によっては問題解決の合意にいたらなかったため、事件は二人の委員に付託された。

委員は、一九三三年六月三〇日に共同中間報告書を出し、一九三五年一月五日に共同最終報告書を作成した。事件の争点は、

(1) 委員はアイム・アローン号の又は同号を所有する会社の株主の最終的な所有者を調査することができるか。

(2) 継続的追跡権について。

(3) 米国政府がアイム・アローン号を沈めたことは法的に正当か。

というものであった。委員会の決定は、まず第一点については、委員はこれを調査することができ、アイム・アローン号はカナダに登録された英国船舶であるが、事実上、米国市民により所有、管理されていた。このことから、船舶及びその積荷の損失についてはいかなる賠償をなす必要もないとされた。第二点に関しては、委員が同意に達しなかったこと、第三の論点との関係で回答は不要とされたようであり、言及されていない。第三の争点である当該船舶を沈めた行為については、一九二四年条約によっても、他の国際法の原則によっても正当化されないとされ、米国はカナダ政府に対し正式に違法性を認め、陳謝すべきであり、さらに、違法行為についての実質的賠償 (a material amend) として二五、〇〇〇ドルを支払うべきである、と勧告した。乗組員及びその遺族については金銭賠償を勧告している。

乗組員等宛に支払われるべきものとされたのとは別個に米国よりカナダ政府宛に支払われるべきとされたこの二五、〇〇〇ドルの性質についての評価は、例えば、ハイドはこれを米国・カナダの友好関係の脈絡から、また、カナダが

支出した手続のための費用という観点から解しており、これは懲罰的損害賠償 (penal damages) を課した先例としての重要性を欠くとしている。<sup>(15)</sup> これに対して、フィッツモーリスは主権侵害への賠償と推定している。<sup>(16)</sup>

米国は、一九三五年一月一九日にカナダ政府に対して陳謝し、委員の勧告した金額について措置をとりつつあると発表した。<sup>(17)</sup>

一九一八年七月一〇日メキシコにおいて鉦山会社の監督をしていた米国民バイロン・ジェーンズが元従業員のカルバヤルに殺害されたジェーンズ事件<sup>(18)</sup>では、カルバヤルの逮捕のためにいくらかの措置がとられたが逮捕することはできなかった。

この事件における争点は、メキシコ当局が損害賠償判決を保証するカルバヤルの逮捕のために迅速かつ十分な措置をとったかと言うものであった。

委員会の一九二六年十一月一六日の決定は、ジェーンズを殺害した者を逮捕・処罰しえなかったことにより請求者の被った損害について、メキシコに一二、〇〇〇ドルの支払を命じた。

この決定をめぐる評価において国の共犯 (complicity) の概念についての問題が検討された。米国の主張は、メキシコが個人を処罰しなかったことにより、当該行為についての共犯となり、これを認めたことにより責任を負う (ニールセン委員の個別意見も同様) としたのに対して、委員会の多数は私人の行為と国の行為とは別個のものであり、個人の行為により生じた損害によって国の損害を算定するのは正しくないとした。損害賠償額の算定については「実質額」の方法を採用している。

ポーチャードは、私人と国の行為の完全な分離は夢想的であり、理論的であるが、委員会の立場は政府の様々な違法行為を認める点で、有益であり、また、賠償額の算定は恣意的なものになるが、このようなペナルティーにより可



法行政の改善、将来の事件の防止が期待しうるとの可能性もあるとしている。<sup>(19)</sup>

ニールセンが反対の立場をとりながら判決自体については賛成していることに言及し、この両者の区別は実際的には同じ結果となるとの指摘もなされている。<sup>(20)</sup>

ブライアリーはジェーンズ事件の決定について、事後の犯人処罰を怠ったことによるメキシコ政府の責任について、これまでの理論とは異なるものと解している。このような私人の行為と国の事後の行為の厳格な区別に対して、国の「黙示の共犯 (implied complicity)」「容認 (condonation)」の存在する余地のあることを主張する<sup>(21)</sup>。また、懲罰的損害賠償 (exemplary or vindictive damages) に関してはその可能性に言及しつつも否定的である。

イーグルトンは、国の責任と個人の行為との関係についての問題をジェーンズ事件をとりあげて考察している。国が支払うべき損害賠償額の算定について私人の被った損害を基準とすることと、国の責任は国自体の行為より生ずることとの関係を如何にとらえるかの理論的説明について、(1) 共犯理論 (theory of complicity)、(2) 容認理論 (theory of condonation)、(3) 抗弁権喪失理論、(4) 直接責任理論、(5) 算定基準実質額理論をあげている。ジェーンズ事件、ホルジョウ工場事件で採用されたのは、現実的な理論の第五の立場であるとする<sup>(22)</sup>。この理論は、しかし、国の責任がいつ発生するのか、どのような行為に対して国が責任を負うのかという責任論の基本的問題についての疑問を生じさせ、責任発生の時点としては、(1) 損害発生時、(2) 国の機関による損害の発生時、(3) 国内的救済の失敗したとき（通常は裁判拒否）、が考えられると指摘している。

フェラーは、メキシコを一方の当事者とする請求委員会の決定を詳細に分析したのち、ジェーンズ事件が唯一、損害賠償の算定について言及している事例であるとしつつも、他の事例を分析すると、ジェーンズ事件で委員会の多数がとった、国の責任は犯人の不逮捕・不処罰によりジェーンズの妻及び子供に生じた悲嘆・侮辱 (grief and indignity) に対するものであるとして決定した賠償額と、他の同様の事例との間には統一性が存在しないと指摘して

いる。このことから、ジェーンズ・フォームユラは、古い慣行である妥協に便宜的な言葉の覆いをしたものであろうと述べている。<sup>(23)</sup>

ラングドン事件においては、米国・パナマ請求委員会は扶養すべき相続人がいない場合に、死亡より生ずる損害の算定方法が欠けているとして二〇〇〇ドルをパナマが米国に対して支払うべきものとした。この点について、賠償が懲罰的な性質を有しているとの判断もある。<sup>(24)</sup>

なお、国際判例ではないが、国際的な性質を有する問題を取り扱った国内判例の中で懲罰的損害賠償に言及したものが<sup>(25)</sup>ある。

(5) 5 ANNUAL DIGEST OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW CASES 200-202 (1935); 2 RIAA 1076-1077; 波多野里望・東壽太郎編『国際判例研究 国家責任』二二六頁〔横田洋三〕(三省堂、一九九〇年)。

(6) 2 ANNUAL DIGEST OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW CASES 209-211 (1933); 7 RIAA 32-44; 波多野・前掲注(5)二九九頁〔筒井若水〕。

(7) G. H. HACKWORTH, 5 DIGEST OF INTERNATIONAL LAW 725-726 (1943); 11 RIAA 460-461.

(8) 88 I. L. R. 727-748 (1992).

(9) 利子については現在の価値で賠償が評価されているので、必要なしと判断し、他の賠償については次の様な評価をしている。

ルテリエー氏の夫人及び子供の財政的援助の喪失	一、二〇〇、〇〇〇	米ドル
ルテリエー夫人の精神的障害	一六〇、〇〇〇	
ルテリエー氏の子供の精神的損害(四×八〇、〇〇〇)	三二〇、〇〇〇	
ルテリエー夫人の支払った医療費	一六、四〇〇	
モフィット氏の夫人の死亡による財政的援助の喪失	一三三、〇〇〇	
モフィット氏の精神的損害(妻の死亡を含む)	二五〇、〇〇〇	
モフィット氏の費用	一一、〇〇〇	

- モフィット夫人の両親の精神的損害 三〇〇、〇〇〇  
 モフィット夫人の両親の医療費、費用 一〇〇、〇〇〇  
 事故について家族が共同して負った特別の費用 一〇〇、四九二
- (10) 88 I. L. R. 737-746 (1992).
- (11) 86 Am. J. Int'l L. 351-352 (1992). なお、米国が一九八八年の文書にてなした請求の性質、米国の被った損害と国民の被った損害との関係、通常なされる責任者の処罰の要求を米国が引き続き行いこれにチリが対応したことについての評価等が委員会の決定とどのように関連づけられるのかについては検討の余地が残されている。
- (12) HACKWORTH, *supra* note 7 at 725.
- (13) その他、懲罰的損害賠償についての否定的な事例として、*ノランンスロ・パン*事件 (4 RIAA 173; Briggs 2nd. 823; 波多野・前掲注 (5) 五七八頁 (森脇庸太)、『マーン号事件 (11 RIAA 463; 7 Am. J. Int'l L. 629)』、『ロンドン海峡事件 (1949 I. C. J. 1)』、などか挙げられる。なおイラン・米国請求裁判所について、15 Iran-U. S. C. T. R. 248 (1988) 参照。
- (14) 3 RIAA 1609-1618; Briggs 2nd. 385; 波多野・前掲注 (5) 六〇四頁 (横田洋三)。
- (15) Hyde, *The Adjustment of the TM ALONE Case*, 29 Am. J. Int'l L. 296, 300 (1935).
- (16) Fitzmaurice, *The Case of the TM ALONE*, 17 Brit. Y. B. Int'l L. 82, 94 (1936).
- (17) 29 Am. J. Int'l L. 299, note 11 (1935).
- (18) 4 RIAA 82; Briggs 2nd. 605; 21 Am. J. Int'l L. 362; 波多野・前掲注 (5) 三九四頁 (広部和也)。
- (19) Edwin M. Borchard, *Important Decisions of the Mixed Claims Commission, United States and Mexico*, 21 Am. J. Int'l L. 516, 517 (1927).
- (20) 3 ANNUAL DIGEST OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW CASES 219 (1929).
- (21) J. L. Briery, *The Theory of Implied State Complicity in International Claims*, 9 Brit. Y. B. Int'l L. 42 at 49 (1928).
- (22) Clyde Eagleton, *Measure of Damages in International Law*, 39 YALE L. J. 52, 55-59 (1929-1930).
- (23) A. H. Feller, *The Mexican Claims Commissions 1923-1934*, 290-297 (1935).
- (24) 7 ANNUAL DIGEST AND REPORTS OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW CASES 264-265 (1940); 波多野・前掲注 (5) 六九三頁 (尾崎重義)。なお、この他に懲罰的損害賠償は否定的な事例として、『ロベーン事件 (Roberts case, 9 RIAA 204)』、『

ール事件 (Maal case, 10 RIAA 730 波多野・前掲注 (5) 一〇一頁 [筒井若水])、メツガー事件 (Meltzer Case, 10 RIAA 417) モーク事件 (Moses Moke case, Moore, 4 ARBITRATION 3411) デルトラ湾鉄道会社事件 (MOORE, 2 ARBITRATION 1865) などが挙げられてゐる。

(25) 例えは、米国において、大使館の事務局増築をめぐって生じた訴訟について、国務省は主権免除は認められないと判断し、裁判所にもこれを認めたが、懲罰的損害賠償の請求がなされた部分については、国務省は一九七五年に「国際法上現段階においては、懲罰的損害賠償は通常外国に対して課されない」との判断を下している (63 ILR 37-38 (1982))。また、一九七六年の主権免除法は、機関又は媒介者 (an agency or instrumentality) を除いて、外国国家は懲罰的損害賠償の責任を負わないと規定している (28 U. S. C. 1606)。国の商業活動に携わる機関の行為への独禁法の適用について、Outboard Marine Corporation v. Pezeta and Others, 63 ILR. 199. 参照。ルテリエー・モフィット事件についての米国内裁判所判例 (502 F. Supp. 259) は懲罰的損害賠償を認める判決をなしていた。さらに、フィラルティガ対ペナ・イラーラ事件において、一九八四年のニューヨーク地方裁判所の判決は、懲罰を意図した損害賠償が国際裁判所により決定されることはほとんどないが、主権国家のパラグワイに対する請求ではなく、ペナ・イラーラ個人に対する請求であること、また、主権国家に対する不法行為上の懲罰的損害賠償の先例もいくつもあるとして、懲罰的損害賠償を認めている (577 F. Supp. 860 (1984))。また、懲罰的損害賠償は単に行為を再び繰り返してはならないことを教えるのみならず、他の者が同様の行為をなすことを思いとどまらせることをも意図しているとし、様々な懲罰的損害賠償の金額についての先例を検討し、五〇〇万ドルの賠償額が国際共同体の拷問追放支持を反映しており、拷問の実施の抑制にふさわしいと判断している (577 F. Supp. 860 (1984))。国内法における懲罰的損害賠償の法制に関して、英国では、懲罰的損害賠償が認められる分野として、三つのカテゴリーがあげられている。第一は政府の役人 (servants) による抑圧的、任意的、非憲法的行為である。第二のカテゴリーには被告が原告に払う補償額を越える利益を得ることを計算していた場合である。これは、「不法行為は引き合わないことを行為者に教えるため」である。第三は立法により明示的に懲罰的損害賠償が認められている場合である (Chandhi, Exemplary Damages in the English Law of Tort, 10 Legal Studies 182, at 184-190 (1990))。

ドイツにおける取扱については、例えば、32 I. L. M. 1320-1346を参照。日本での問題について、平成三年二月一八日の東京地裁及び平成五年六月二八日の東京高裁判決に関する評釈参照。

## II 懲罰的損害賠償をめぐる学説の動向

懲罰的損害賠償をめぐる学説には、これに消極的立場をとる学者としてブラウンリーがいる。彼は、財政的損失の証明を伴わない金銭賠償としては、外交・領事特権の侵害、領海の侵犯、公海上の船舶の違法な拿捕に対してなされるものがあるとし、これらは「精神的」「政治的」損害賠償と呼ばれ、「精神的」「政治的」損害と結び付けられているが、この用語法から混乱が生じているとする。何故なら、この損害は法的義務の違反であり、これについて特徴的なのは損害を算定する方式が存在しないということである。このことから、特定の損害は個人の損害または「特別の損害」を責任の条件とすることがあると述べる。<sup>(26)</sup>

さらに、金銭賠償との関係で、国際法における刑罰的損害賠償 (penal damages) の問題に言及しているが、例えば、非政治的損失、すなわち、法的義務の違反についての金銭賠償 (例えば領海侵犯) は「刑罰的損害賠償」とは正確にはいえないとしている。また、前述のジェーンズ事件については算定の問題と解している。<sup>(27)</sup>

グレイは、国際法における懲罰的損害賠償の可能性は、国際仲裁裁判所の決定に基づいて純粹に判断することはできず、政策的考慮が決定的であろうとし、この点については、損害賠償と宣言判決以外の救済の可能性の問題と同様に、国際裁判の役割の理解に依存している、と述べている。さらに懲罰的損害賠償は、国際法において、ふさわしい救済とはいえず、国際司法裁判所がこの救済を命ずる用意があると想像することは困難であると主張する。<sup>(28)</sup>

これに対して肯定的な立場に立つ者にディンスタインがいる。彼は、戦争違法化の脈絡において、国家は法人であるので、監禁の様な刑事判決には服しえないが、軍事的、外交的、経済的措置は国に対する刑事的な制裁としてなされうるとの議論があり、さらに、潜在的軍事力を増加させる能力のある工場の破壊も制裁として考慮されるべきとの主張もなされたが、これらの措置は最終的に無罪の人々を含む国民への集団的処罰になるとして好ましくないと

いる。懲罰的損害賠償については、一般的には認められないとしても、侵略国のような特別の場合には適當であろうとしている。<sup>(29)</sup>

イーグルトンは、国際連盟の法律家委員会が常設国際司法裁判所を設立する際に、国際犯罪に刑罰を課す権限を有する高等国際裁判所を提案したが、連盟総会において拒絶されたものの、この権限は常設国際司法裁判所により裁判所規程第三六条に基づいて保持されていると解している。<sup>(30)</sup>

日本では、福井教授が国際不法行為の効果のひとつとして贖罪金の提供を挙げているが、その具体的内容について詳しくは論じていない。<sup>(31)</sup>

水垣教授は非物質的損害に対する効果に関し陳謝を取り上げ論じた部分において、「国家の名譽威嚴信用の如き非物質的利益に対する侵害のなされた時には金銭の支払に依る陳謝は非常に稀にしか起らないのである。」としている。<sup>(32)</sup>

田畑教授は、責任の解除についての記述において、賠償の概念を広義にとらえ、金銭賠償のほかに、陳謝、被害国国旗に対する敬礼、責任者の処罰、将来の保障などがあり、物理的損害に対しては金銭賠償がとられ、精神的損害に対しては陳謝などの方法がとられるのが普通であるが、どのような場合にどのような賠償をするかについては、国際法上定まった原則はなく、この点は当事国間の話し合い、あるいは、国際裁判の判決によって決められると述べている。<sup>(33)</sup>

高野教授は、国際不法行為の責任を解除する主な手段としては、国際慣行上、原状回復、損害賠償、陳謝があると述べている。国際不法行為による責任には民事的責任の他に刑事的責任が含まれることがあり、概して、原状回復・損害賠償は民事的責任を、陳謝は刑事的責任を解除する手段であると指摘したうえで、なお、一般に国際法上の責任については、これら三つの手段が、それぞれに民事責任あるいは刑事責任を解除する意味を未分化な形でもっているといえたと述べている。<sup>(34)</sup> なお、陳謝には、広義で、国旗に対する敬礼、違反行為の否認、責任者の処罰、将来に対する保障などがあると述べている。<sup>(35)</sup>

山本教授は、国際違法行為の結果として生じた法益侵害が人身・財産損害以外の非有形的損害に限られる場合には、原状回復とならんでまたはそれに代わって、外形的行為による救済 (satisfaction; Genugtuung) が行われ、金銭賠償(刑罰的賠償を含む)の対象としないとする。この外形的行為による救済としては、陳謝、象徴的行為、再発防止の確約、があげられており、学説・国際判例上は国際違法行為の原因となった実行者に対する国内法上の制裁がこれに含まれることがあるとする。さらに、国際裁判所の宣言判決、国際機関の非難決議も責任を解除するための十分な措置と認められていると述べている。<sup>(36)</sup>

- (26) IAN BROWNLE, SYSTEM OF THE LAW OF NATIONS: STATE RESPONSIBILITY PART I, 199-200 (1983).
- (27) IAN BROWNLE, PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW, 464-465 (4th ed. 1990).
- (28) C. D. GRAY, JUDICIAL REMEDIES IN INTERNATIONAL LAW, 27-28 (1990).
- (29) Y. DINSTEN, WAR, AGGRESSION AND SELF-DEFENCE, 109-111 (1988).
- (30) Eagleton, *supra* note 22 at 63-64.
- (31) 福井康雄『国際不法行為論序論』一二四頁(叡松堂)
- (32) 水垣進『国際法に於ける国家責任論』二九九頁(有斐閣、一九三八年)
- (33) 田畑茂二郎『国際法新講 下』六二頁(東信堂、一九九一年)
- (34) 高野雄一『国際法概論 下』一四五頁(弘文堂、一九八六年)
- (35) 高野雄一『国際法概論 下』一四八頁(弘文堂、一九八六年)
- (36) 山本草一『国際法』六五九頁(有斐閣、新版、一九九四年)

### Ⅲ 国際法の法典化作業における取扱

#### a 一九三〇年ハーグ法典編纂会議

外国人の取扱についての国家責任を法典化の対象とした一九三〇年のハーグ法典編纂会議の準備段階で、各国政府

にクエスチョネールを送っているが、その中に懲罰的損害賠償に関連すると解されるものも含まれていた。それは、「損害賠償はなされた違法行為について単に刑罰 (penalty) のために要求することがありうるか？」という質問であった。<sup>(37)</sup>

各国からの回答に基づいて「討議の基礎」が作成されたが、項目リストの第一四項が生じた損害の賠償について規定していた。この項目の下に作成された討議の基礎第二九項は次のようなものであった。

「討議の基礎第二九項」

責任には、関係国が国際義務に従わなかったことから生ずる限りにおいて発生した損害を回復する義務が伴う。状況により、また、国際法の一般原則から導き出される場合には、自国民が身体に損害をこうむった国に、陳謝 (適当な厳肅を備えていること) および (適当な場合には) 責任ある者の処罰の形態によりサティスファクションをなす義務を伴う。

賠償は正当な場合には、損害をこうむった者に対して、精神的被害についての賠償を含みうる。

国の責任が、損害を引き起こした行為がなされた後に適切な措置をとることを怠ったことからのみ生じた場合には、当該措置をとることを全体として又は部分的に怠ったことより生じた損害についてのみ回復をなす義務を負う。

他の諸国の活動に責任を有する国は、当該国が他の諸国にそのようにすることを依頼した限りにおいて、他の諸国が責任を伴う措置をなすことを監視しなければならない。そうすることが不可能な場合には、同等の補償をなさなければならない。

原則として、なされた賠償は、被害国の自由とされる。

ここには、サティスファクションの規定はあるが、懲罰的損害賠償についての規定はおかれていない。

b 国際法委員会における法典化

(1) ガルシア・アマドール報告書

一九六一年に提出されたガルシア・アマドールの第六報告書<sup>(38)</sup>は、損害の賠償を取り扱っている。そこでは、賠償を



なす義務、損害と賠償の機能・形態一般、外国人のこうむった損害の賠償、が対象とされている。

この報告書には改訂草案が付されており、第八章の「賠償の性質及び方法」に、第二六条「原状回復及び金銭賠償」、第二七条「損害発生行為の再発を防止する措置」の二カ条が配されている。

## 第八章 賠償の性質及び方法

### 第二六条 原状回復及び金銭賠償

1. 外国人のこうむった損害の賠償は原状回復又は金銭賠償のうち、責任国に帰属する作為又は不作為の結果を消し去るのにも最も適当などどちらかの形態をとりうる。

2. 前項の規定にかかわらず、法の廃止、司法上の決定の無効、若しくは行政上の措置の不適用に係わる場合、又は責任国の国内法上問題を引き起こすか、若しくは、両立しない場合には、賠償は原状回復の形態をとってはならない。

3. 金銭賠償の金額は、外国人の身体または財産のこうむった損害、若しくは、死亡の場合には権限のある相続人の損害の性質に従って決定されなければならない。従って、賠償の性質又はそのなされる目的にかかわらず、金銭賠償は損害をこうむった外国人に不当利得をもたらしてはならない。

4. 賠償の性質及び方法を決定する場合には、損害をこうむった外国人に帰属する過失及び本草案第一七条四項に規定された軽減事由のような他の状況を考慮に入れなければならない。

### 第二七条 損害発生行為の再発防止のための措置

1. 外国人のこうむった損害をこえて、重大な事態となる事実をもたらす作為又は不作為の場合であっても、賠償は国籍国に対する「サテイスファクション」の形態をとってはならず、これは責任国の名誉及び威厳をそこなうものとなる。

2. 前項の規定にかかわらず、同様の状況において、国籍国は外国人のこうむった損害についてなされるべき賠償を害することなく、責任国が当該国に帰属するような性質の事件の再発を防止するために必要な措置をとるよう要求する権利を有する。

これらの条文においては、懲罰的損害賠償への言及はなされていないが、第一報告書のなかでは、「懲罰的」性格を有する賠償について言及していた。

(ii) アランジオ・ルイズ報告書

国際法委員会の国の責任に関する特別報告者であるアランジオ・ルイズは、その第二報告書<sup>(39)</sup>のなかで、懲罰的損害賠償について言及している。

懲罰的損害賠償はここではサティスファクションの一部として取り扱われており、また、アランジオ・ルイズはサティスファクションが懲罰的な性質を有するののか、あるいは、補償的な性質を有するののかを重要な点としてとりあげている。<sup>(40)</sup>

サティスファクションの形態としては、特に、陳謝（責任を黙示的に認め、起きたことに対しての非難と遺憾をとまなう）、責任者の処罰、政治的又は司法的国際団体による行為の違法性の声明、違法行為の再発防止に対する保証、実質的損失とは比例しない金額の支払、がある。この最後のサティスファクションの形態は、良く知られたコモンの概念<sup>(41)</sup>により、原則の一部である「懲罰的損害賠償」といわれるものの被害国への支払と明らかに同じものである。

特別報告者は次のような草案を作成した<sup>(42)</sup>。

第一〇条 サティスファクション及び再発防止の保証

1. 国際違法行為が原状回復又は金銭賠償による救済の可能性でない精神的又は法的損害を被害国にもたらす限りにおいて、違法行為をなした国は、陳謝、名目的若しくは懲罰的損害賠償、責任者の処罰、又は再発防止の保証、又はこれらの組み合わせによる適切なサティスファクションを被害国になす義務を有する。

2. サティスファクションの形態の選択は、違反された義務の重要性、違反行為をなした国の故意又は過失の存在又は程度を考慮して行わなければならない。

3. 行為の違法性の権限ある国際裁判所による宣言は、それ自体、適切な形態のサティスファクションとなりうる。

4. いかなる場合にも、サティスファクションの請求は、国際違法行為をなした国に対する侮辱的要求又は当該国の主権平等若しくは国内管轄権の違反を含んではならない。

一九八九年に提出されたこのアランジオ・ルイズの第二報告書は、時間の関係で次の国際法委員会第四二会期（一九九〇年）において検討された（二二六八〜二二七五会合、二二八五会合）。主な問題は、同等物による賠償、サティスファクション、再発防止の保証であった。

特別報告者は、補償は国の受けた「物質的」損害に、サティスファクションは国の被った「精神的」損害に原則として対応するとし、個人の受けた「物質的」「精神的」損害は金銭賠償により補われるとした。これにより国の「精神的」損害と個人の「精神的」損害とは区別されることとなる。<sup>(43)</sup>

委員会では、「物質的」損害と「精神的」損害の区分に関して、その区分は認めるものの、具体的な内容について、また、対応する救済の方法について異なる意見があった。例えば、特別報告者が救済手段について不必要に厳格な区別をしており、サティスファクションと金銭賠償は、原状回復が不可能又は困難な場合の同等物による賠償の二つの形態であるとの意見があった。これに対して報告者はレインボー・ウォリアー事件の仲裁判決を引用して、サティスファクションの特別な意味を主張した。<sup>(44)</sup>

また、特別報告者のアプローチが外国人の被った損害の観点にかたよっており、他の条約違反の状況、例えば環境、貿易、軍縮等の例については触れていないとの意見が出された。ガットについては、経済的権利を保護し、経済的な期待を作りだすものであるので、条約違反は金銭賠償に結びつけられていないとされた。<sup>(45)</sup> これに対して、アランジオ・ルイズは、経済的な期待は法典化の対象である一般の規則のなかに含まれる必要があるかを疑問としている。<sup>(46)</sup>

国が責任を認めずに、賠償を行って問題の解決を行う事例があり、一括協定、恩恵による支払、その他の政治的解決のなされる場合があるが、このような合意に基づく解決を賠償に関する規定は妨げるものではないとの条文をいれることが有益であるとの指摘がなされた。報告者は条文章案はこのような解決を妨げるものではないとしている。

サティスファクションの性質については、多くの委員は特別報告者により述べられた「懲罰的」性質に同意しな

った。懲罰的損害賠償の概念は国の主権平等と両立せず、第三者による判断を必要とし、また、懲罰の概念は人類の平和と安全に対する罪の条文草案の問題であるとされた。何人かの委員はサティスファクションが他の救済手段と比較してより懲罰的な性質を有しているという提案に同意しなくはないが、「懲罰的」という用語が不適當であり、第一部一九条の国際犯罪の結果についてを決定する際に懲罰的な性質の制裁を取り扱わなければならないだろうとした。報告者はサティスファクションの報復的 (retributive) な性質に言及しつつ、表現ではなく機能が重要であると述べ、この救済方法は、純粹に補償的な形態の賠償 (金銭賠償、原状回復) と、報復的 (retributive) な救済方法 (報復 (retribution)、制裁) のあいだにあるものと位置づけている。<sup>(47)</sup>

「精神的又は法的損害」については、対象が広すぎるので、「法的損害」を削除すべきであるとの意見があった。また、「名目的又は懲罰的損害賠償」に関しては、サティスファクションに懲罰的性質を与えるばかりでなく、サティスファクションが経済的に評価が不可能である損害に対応するという点とも矛盾するとの指摘がなされ、削除が求められた。特別報告者は人権、環境に関する国際法の規則の重要性に言及している。また、再発防止の保証については、これが国に対する精神的損害に限定されるべきであるという点には同意できず、サティスファクションとは別の条文とされなくてはならないとの主張がなされた。なお、権限ある国際裁判所による違法性の宣言は、特定の場合には、適切なサティスファクションであることについては、一般的に合意されていた。<sup>(48)</sup>

サティスファクションの「請求」の用語に関しては、これは不適當であり、国の権利、義務についての規定にされるべきこと、列挙されたサティスファクションの形態は限定的なものではないことについては合意があった。<sup>(49)</sup>

国際法委員会の起草委員会により作成された草案はつぎの通りである。

第一〇条 サティスファクション

1. 被害国は、国際違法行為をなした国より当該行為により生じた損害、特に精神的損害に対して、十分な賠償をなすのに必

要な場合には、その程度において、サティスファクションを得る権利がある。

2. サティスファクションは以下の一以上の形態をとることができる。

a 陳謝

b 名目的損害賠償

c 被害国の権利の重大な侵害の場合には、侵害の重要性を反映した賠償

d 国際違法行為が犯罪行為又は公務員の重大な違反行為より生じた場合には、責任ある者に対する懲戒的行為又は処罰

3. サティスファクションを得る被害国の権利は、国際違法行為をなした国の尊厳を損なう要求を正当化するものではない。

第一〇条の五 再発防止の保証

被害国は、適当な場合には、国際違法行為をなした国より違法行為の再発防止の保証を得る権利がある。

この起草委員会により準備された草案にはコメント<sup>(50)</sup>が付されていないため、第四二会期では全体会議に提出されず、文書とその説明がなされた模様である。条文草案は特別報告者の提出したものと比較すると次のような幾つかの変更がなされている。

まず、懲罰的損害賠償の概念については、全体会議において議論の多かったものであり、この語は用いられておらず、被害国の権利の重大な侵害の場合には、侵害の重要性を反映した賠償という規定が盛り込まれている。名目的損害賠償については維持されている。

次に、全体会議ではあまり問題とされなかった宣言判決<sup>(51)</sup>に関する規定は、起草委員会の草案からは削除されている。なお、再発防止の保証については、他のサティスファクションとの性質の違いから、別の条文で規定されている。

特別報告者の草案との大きな違いは、アランジオ・ルイズがサティスファクションを全体として懲罰的なものと捉えていたのに対して、起草委員会の草案では、賠償 (reparation) の脈絡で捉えられている点である。

- (37) 24 Am. J. Int'l L. Supplement 71 (1930).
- (38) A/CN. 4/134 & ADD. 1
- (39) A/CN. 4/425 (9 June 1989)
- (40) A/CN. 4/425, p. 82 (9 June 1989). サティスファクションを賠償的なものと考える学者として、Ripert, Bissonnette, Bin Cheng, Jimenez de Arechaga などがある。懲罰的なものとする学者として、Bluntschli, Anzilotti, Eagleton, Lauterpacht, Personnaz, Garcia-Amador, Morelli などがあげられている。Dominice はサティスファクションを原状回復や金銭賠償と区別されず賠償 (reparation) の一つであると述べている。
- (41) A/CN. 4/425, pp. 108-109 (9 June 1989).
- (42) A/CN. 4/425/Add. 1, p. 25
- (43) A/45/10, p. 181.
- (44) A/45/10, pp. 183-185.
- (45) A/45/10, pp. 185-186.
- (46) A/45/10, p. 188.
- (47) A/45/10, pp. 214-215.
- (48) A/45/10, pp. 216-218.
- (49) A/45/10, p. 218.
- (50) A/CN. 4/L. 472.
- (51) ブラウンリーは、救済手段の形態として、原状回復、金銭賠償の他に、独特の性質を持つものとして、宣言判決とサティスファクションをあげている (BROWNLEE, *supra* note 27 at 459)。また、「コルフ海峡事件判決の」この宣言はアルバニアにより代理人を通じてなされた要請に従ったものであり、「これ自体適切なサティスファクションである。」という文言を引用しながら、この用語にもかかわらず、「これは通常の意味でのサティスファクションの一例ではないとする。この宣言は裁判所のものであり当事者のものではない」と、これが金銭賠償のかわりであるとする (Id., 461)。

結びにかえて

理論的には懲罰的損害賠償を考えることは早い時期にも可能であった。しかし、これは、各国の力関係を反映して、強者の弱者に対する過度の賠償要求につながる可能性を有していた。国際社会も、二国間関係の蜘蛛の巣的状态にあるあいだは、国際社会の利益を具体的に考えることは基本的になかった。また、国際仲裁において、仲裁の管轄権が通常は賠償にのみ限定されていることから、懲罰的損害賠償の決定を下す傾向にはなかった。

他方、国際社会が国家に共通の利益を強く認識し、共通の価値の実現のために協力するようになると、懲罰的損害賠償の実現可能性を考える意味が出てくる。さらに、国際法の特定分野での発達が共通の利益の実現を強く目指しているときには、懲罰的損害賠償の制度は効果的な違法行為に対する抑止の効果を有することにもなりうる。

個人の被った損害と国の損害との区分を明確に行うことができるのならば、個人に対する賠償に関連して懲罰的損害賠償を認めて行くことは、それが侵害の発生、再発の防止につながる場合には個人の保護の観点からは望ましい場合もあると考えられるが、これは各国の国内法体制に依存するところでもある。

他方、国の損害について、既存の違法行為の類型に懲罰的損害賠償を一般的に認めることは困難である。しかしながら、個人の保護と重複する人権や環境の分野において国の行為を評価する場合には懲罰的損害賠償の可能性をも責任制度の射程にいれることは必要と思われる。

この意味においては、国際犯罪としての性質を付与されている義務違反について懲罰的損害賠償が課されうると考えられると、国際法委員会の責任に関する草案第一九条三項により例示された第一次規範について懲罰的損害賠償が考えられる可能性が残されている。侵略戦争禁止、植民地支配、人間の生存、<sup>22)</sup>そして環境に関連した国際法の規定につい

てが問題となる。

これらの国際法の規定が違反行為の発生を強く非難するものとなり、かつ、第三者機関である仲裁裁判、請求委員会、等の手続きの発達が伴うことにより濫用の危険が少なくなる場合には、懲罰的損害賠償の制度の発展を促す可能性がある。

仮に、このような条件の下でこれを認める立場に立つ場合であっても、懲罰的損害賠償の法的な意味を責任論の賠償に関する構造のどの部分に位置付けるかの理論的問題が残されている。懲罰的損害賠償をサティスファクションの一部とするか、賠償額算定の際に考慮すべき点とするかの問題でもある。前者の場合には、サティスファクションを懲罰的性質を有するものと考えなければならない。しかしながら、例えばサティスファクションの一つとして認められている陳謝にこのような懲罰的性質を見出すことが困難な場合もありえよう。

アランジオ・ルイズは、サティスファクション全体を懲罰的な性質を有するものと把握し、懲罰的損害賠償をこれに含めた。これに対して、サティスファクションと賠償の基本的概念は原状回復 (*restitutio ad integrum*) であるので、サティスファクションが刑罰的罰金の支払となりうるという見解を拒否する主張が存在している。<sup>(54)</sup>

国際法委員会の法典化作業では、サティスファクション全体を懲罰的なものと捉えることに對して疑問が呈され、また懲罰的損害賠償の制度も主権国家の併存状態にある国際社会においては認められないとの議論が行われた。起草委員会はこのような議論を受けて「懲罰的損害賠償」の語を条文草案には用いていない。

国際社会における主権国家の存在と各国の共通利益への強い関心を考慮するとき、二国間関係において共通の利益を達成するための一つの方式として懲罰的損害賠償を考えることは有用であるが、国際法がこれをどこまで採用しうるかは慎重に見極める必要がある。

(52) 奴隸制、ジェノサイド、アパルトヘイトが例示されているが、米国の国内判例には、拷問を行う者を、海賊、奴隸貿易人



と同様に人類の敵としているものもある77 I. L. R. 187 (1988)。

(53) サティスファクションに言及している条約として、欧州人権条約第50条、国際紛争平和的処理に関する一般議定書第三二条がある。欧州人権条約については、個人の人權の脈絡において考えられるべきであるとの意見がある。

(54) Eibe Riedel, *Satisfaction*, 10 ENCYCLOPEDIA OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW 384 (1987)。リーデルはサティスファクションが懲罰的な金銭賠償の形態をとることにには反対している。